## グリーンファイナンスに関する検討会(第4回) 議事要旨

日時: 2022年6月16日(木)16時~18時

場所:オンライン会議システム

## <座長>

水口 剛 高崎経済大学 学長

### <委員>

相原 和之 野村證券株式会社 デット・キャピタル・マーケット部 ESG債担当部長

足達 英一郎 株式会社日本総合研究所 常務理事

上野 貴弘 一般財団法人電力中央研究所 社会経済研究所

上席研究員・研究推進マネージャー(サステナビリティ)

押田 俊輔 マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社 クレジット調査部長

梶原 敦子 株式会社日本格付研究所 執行役員 サステナブルファイナンス評価本部長

金子 忠裕 株式会社三井住友銀行 サステナビリティ本部 副本部長

岸上 有沙 特定非営利活動法人日本サステナブル投資フォーラム 理事

Chronos Sustainability Ltd., Specialist, Sustainable Investment

島 義夫 玉川大学 経営学部 教授

竹林 正人 Sustainalytics アジア・パシフィックリサーチ アソシエイトディレクター

田村 良介 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

投資銀行本部 エグゼクティブ・ディレクター

ESGファイナンス&新商品室長

長谷川 雅巳 一般社団法人日本経済団体連合会 環境エネルギー本部長

八矢 舞子 株式会社日本政策投資銀行 サステナブルソリューション部 課長

林 礼子 BofA証券株式会社 取締役副社長

本多 勇一 第一生命保険株式会社 責任投資推進部 責任投資企画室長

吉高 まり 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 調査・開発本部

ソーシャルインパクト・パートナーシップ事業部 プリンシパル・サステナビリティ・ストラテジスト

## ※当日欠席

中空 麻奈 BNPパリバ証券株式会社 グローバルマーケット統括本部 副会長 林 寿和 Nippon Life Global Investors Europe Plc Chief Director

# <オブザーバー>

金融庁、経済産業省、日本銀行

- 一般社団法人生命保険協会、一般社団法人全国銀行協会、
- 一般社団法人日本投資顧問業協会、株式会社日本取引所グループ、日本公認会計士協会、日本証券業協会
- ※委員の肩書きは 2022 年 6 月 16 日時点のものである。

#### 議事

- 1. 開会
- 2. ガイドライン 2022 年改訂版 (案) に関する議論
- (1) 資料 3、4 及び 5 に基づき、事務局より、ガイドライン 2022 年改訂版(案)に対する意見募集 (パブリックコメント) 及び海外機関からの主な意見の概要と回答、本文の修正点について説明が なされ、これに基づき以降の議論がなされた。
- (2) ガイドライン 2022 年改訂版 (案) 全体に関する議論
- ① 序文について、読み手の読みやすさの観点から過去の序文は参考であると明示してはどうかとの意見があった。
- ② ガイドラインの適用方針について、最新版に準拠することを推奨する旨を本文に追記してはどうかと の意見があった。また既に発行を検討している事業者はいまから最新版に準拠することが難しいた め、最新版への移行には実務上猶予を設けると良いとの意見があった。また、既に発行・組成済みでレポーティング期間中の債権/ローンについて、最新のガイドラインの適用を推奨してはどうかという 意見がある一方、遡及して適用する必要はないとの意見があった。
- (3) グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022 年改訂版 (案) に関する議論
- ① 資料3・通し番号25について、現行の回答では、ESG評価の低い企業はグリーンボンドにより調達できないという誤解を生じる恐れがあるとの意見があった。また、GHG多排出産業であっても、ESG評価が高い企業もあるため、工夫して回答する必要があるとの意見があった。
- ② 資料4・通し番号 16 の回答のうち、下線部の記載が"~信頼できるものであれば、(中略)信頼性の差別化に役立つ~"と、トートロジーになっており、修文が必要であるとの意見があった。
- ③ 資料 4・通し番号 17 の回答において、"ビジネスにとって野心的な SPTs を設定"とあるが、"サステナビリティにとって野心的"が正しいのではないかとの意見があった。
- ④ 資料 5・p17・④リスクヘッジにおいて、"自らの移行リスク"と記載があるが、"移行リスク"は一般に事業会社が抱えるリスクを想起させるため、"投資家自らの移行リスク"に見直すべきとの意見があった。また、"グリーンボンドについては、通常の債券等と比較し、ボラティリティが低い可能性が指摘されている"との記載について、脚注に証左となるデータ等を示してはどうかとの意見があった。
- (4) グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年改訂版 (案) に関する議論
- ① 資料 4・通し番号 22 について、日本では欧州よりも広義の意味で ESG 融資という言葉を使用していることを、ガイドライン内で補足説明してはどうかとの意見があった。また ESG 融資に関する日本の取組の経緯として、ESG 金融ハイレベル・パネルまで言及することにより、海外の読み手にも伝わりやすくなるのではないかとの意見があった。

② 資料 4・通し番号 29 の回答のうち、"「貸し手が SPTs のパフォーマンスをモニタリングする際や SPTs が野心的で借り手のビジネスに関連したものであることを判断する際に十分なレポーティングの 内容となるよう、そのあり方について、貸し手と借り手の間で合意することが重要である。」との記載を 追加する"とあるが、後者の"SPTs が野心的で借り手のビジネスに関連したものであることを判断する際"というのは貸付実行前の時点となるため、レポーティングとの関係性を理解しづらい。 時点では なく目的の観点を趣旨とした記載なのであれば、分かりやすく表現修正する必要があるとの意見があった。

## (5) 付属書に関する議論

- ① 資料 3・通し番号 71 の回答は、原子力発電に関連した事業についてはグリーンプロジェクトとして整理され得るものではないと捉えられる可能性があり、国際的にも議論が継続している領域であることから、回答の記載を断定的にしない、引用部分を適切に修正する等の対応が必要であるとの意見があった。
- ② 資料 5・p53・第 4 章・投資家に臨まれる事項・第一段落において、"何がグリーンプロジェクトに当たるかについて、当ガイドラインは付属書 1 で示している"と断定的に説明されており、以降の記載で、あくまで事例であると説明はあるものの、第一段落の記載において、グリーンプロジェクトの定義が定められているように読めるため、見直す必要があるとの意見があった。

## 3. 市場の健全な拡大に向けた今後の対応に関する議論

- (1) 資料 6 に基づき、事務局より市場の健全な拡大に向けた今後の対応方針について説明がなされ、 これに基づき以降の議論がなされた。
- (2) 今後のガイドライン改訂において、金融庁のソーシャルボンドガイドライン・付属書の取組と連携して 進める必要があるとの意見があった。また、市場関係者、専門家に加え、ネガティブな効果に対する 知見を有する団体もいるため、情報収集先に加えてはどうかとの意見があった。
- (3) 改訂の仕組みとして、頻繁に更新できるようオンラインを活用してはどうかとの意見があった。また、事例に基づく改訂だけではなく、インパクトの追加性等、イノベーティブな取り組みも併せて検討してはどうかとの意見があった。
- (4) 読み手にクリーンエネルギー戦略との関係を認識してもらうことも重要であり、例えば、別表 9-2"温室効果ガス削減に資する技術や製品の研究開発及び導入を行う事業"は同戦略に沿っているということを打ち出すことで、この分野への投資を増やしていくことが重要ではないかとの意見があった。
- (5) 補助事業の対象について、環境省の事業であるためグリーンボンド、グリーンローン、サステナビリティボンドとなっているが、ソーシャルは対象外となっており、海外から見ると省庁毎の縦割りと見える。日本のサステナブルファイナンス全体で考えると、省庁間を超えた補助事業や体制のあり方を検討頂いても良いのではないかとの意見があった。
- (6) サステナブルファイナンス全体の施策や動きについて工程表を作ることで、企業や金融市場により広く 取組が伝わるのではないかとの意見があった。

4.<u>閉会</u>

以上